

No	項目	質問	回答
1	一般業務費・臨時会計役	在外事業強化費の扱いについて、現行の長期専門家から変わらず、事務所から現地のプロジェクト口座に振り込まれるものという理解で良いか。一般業務費は契約対象外と説明があったが、一般業務費は在外事業強化費と同じ意味で使われているか。	ご理解のとおりです。
2	一般業務費・臨時会計役	法人が受注する場合、契約書の署名者及び臨時会計役は誰になるか。	法人との契約の場合は署名者は法人の代表者名となります。臨時会計役は現地に渡航する現地滞在型専門家本人へ委嘱します。
3	一般業務費・臨時会計役	これまで長期派遣専門家の契約では、臨時会計役は業務調整に委嘱されていますが、今後こちらの制度が導入された場合は、専門家個々人に臨時会計役が委嘱されるということになるか。	これまでと変更はありません。技術協力プロジェクトの場合は、業務調整が臨時会計役を委嘱される場合が多く、個別専門家の場合は、専門家個々人に臨時会計役が委嘱されます。
4	教育費	教育費の支給に関し、外国籍の方も選考対象になることもあり、基本日本人学校を想定するのではなく、より幅広い学校に対応するのが良いのではないか。また、インターの学校でも英語、仏語等によって教育費が大きく異なる点については見直し等あるか。	原則日本人学校としますが、インターナショナルスクールに就学する合理的な理由が認められる場合は設定単価（月額上限額）の範囲内で実費額をお支払いします。 【インターナショナルスクールに就学する合理的な理由】 ①過去1年以内に英語校又は仏語校に就学していた場合（業務国で最初に就学するのが幼稚園の場合を除く） ②現地滞在型専門家の配偶者が当該言語を母国語とする場合 ③その他合理的な理由があると認められる場合（例：日本人学校の定員に空きがなく入学できない等）
5	教育費	①教育費がインターでも基本入学直後または直前等に1学期分全てを求められることがあるが、これは前払いには含まれない、となるといつ支払われるか。 ②旅費は実費か、それとも上限渡切か。	①お支払いされた学費を領収書と交換で一括でお支払いするのではなく、月額に換算のうえ、3か月ごとに支払いを予定しております。 ②渡航旅費は実費精算となります。
6	教育費、公示・選定	(1) 契約締結後は増額のための契約変更はないということですが、学校の授業料の値上げがあった場合、教育費の増額は対応されないということでしょうか。 (2) プロポーザルの書式は公開されるのでしょうか。されないのであればコンサル会社所属専門家と、個人の専門家で作成にあたってのノウハウの差が出ることが考えられるためお伺いします。 (3) 見積書の作成のプロセスがありますが、これは候補者二人の価格競争に使われるのでしょうか。それともただ予算の積算のために使われ、価格競争はないということでしょうか。	①授業料は日本人学校は定額、インターの場合は変更があれば上限内で都度変更に対応します。 ②書式は公開・案内します。 ③価格競争はありませんので、見積書については、交渉順位1位の方のみにご提出いただきます。
7	契約形態、報酬	①選定手続き、コンサルタント契約は請負契約で、現地滞在型は請負契約と準委任契約で異なるか。 ②直接人件費とあるが、報酬ではないか。現行のコンサルタント契約の報酬とどのように同じか。	①現在のコンサルタント契約は契約請負と準委任の混合契約となっています。現地滞在型も同じです。 ②報酬は、基本報酬とその他原価との合計となります。基本報酬、その他原価ともに直接人件費に調整率をかけて算出しています。現地滞在型の直接人件費単価についてもコンサルタント等契約と同様、国土交通省が定める「設計業務委託等技術者単価」のうち、計画、調査、設計等業務に適用される「設計業務」の単価を準用しています。
8	契約変更	プロジェクトがなんらかの理由で延長した場合、滞在型コンサルタントの契約延長は基本的にないという理解でよろしいでしょうか。	現行の長期専門家制度と比較し、履行期間は柔軟に設定する想定です。また、契約期間の延長・更新も可能です。
9	健康管理	昨年開催された説明会（7月、10月）に参加したがその時点の事務局回答に基づいてガイドラインの内容が作成されているということになるか（例えば、休暇が全世界一律20日になる等）。	前回の意見交換会でいただいたご意見を反映した制度としています。例えば、現在、高地健康管理休暇やRRがある国に滞在する方については、経費を追加する方向で詳細設計中です。
10	健康管理	現地滞在型制度の目的の3について、「専門家による業務外の事務作業削減が必要」とありますが、具体的にどう削減されるか。現行の長期専門家制度と比較して説明願いたい。また、「業務外」の事務作業が発生すること自体コンプライアンス違反にならないか。	「業務外の事務作業」とは住居認定や外国旅行に関する申請や承認の手続き等を指します。現地滞在型ではこの手続きを廃止します。
11	健康管理	現行の長期派遣専門家では病気や怪我をした場合共済会にてカバーされていたが、今後は共済会が無くなり、各々で海外旅行保険を加入するということが。	ご理解のとおりです、海外旅行保険料にかかる費用は報酬に含まれます。
12	健康管理	海外旅行保険について、JICA関連事業者向け海外旅行保険（通称：無事カエルバック）等を活用する理解で良いか。JICAは緊急支援を求められた場合に側面支援するということが、もしJICAの側面支援が不要な場合は受注者と保険会社にて対応することが良いか。	海外旅行保険料にかかる費用は報酬に含まれ、どの保険に加入するかは受注者に決めていただきます。無事カエルバックをお勧めしますが、受注者の判断で決定ください。また、緊急支援についてはご理解のとおりです。
13	健康管理	休暇の考え方が大きく変わるが、貴機構内で移行の検討はなかったのか。	あくまでも休暇の目安の日数を示しており、滞在国の商慣習等に則っていただくことを想定していますので、これまでの制度と休暇の日数が大きく変わるわけではありません。
14	健康管理	現行の長期専門家では一時帰国で通院した場合立替払いし共済会に申請していると思うが、その支払いは報酬に含まれる理解で良いか。	海外旅行保険料にかかる費用は報酬に含まれ、どの保険に加入するかは受注者に決めていただきます。本制度の専門家の方々にもJICA関連事業者向け海外旅行保険（無事かえるバック）に加入いただくことは可能であり、JICAはこれを推奨します。その保険に加入した場合は一時帰国中の費用も対象となります。海外旅行保険については以下ご参照ください。 https://www.jica.go.jp/about/organization/safety/insurance.html
15	健康管理	現行の長期派遣専門家の業務期間は2年間派遣で24人月かと思われるが、新制度での業務期間は22人月となるか。年間1ヵ月は休んでもらうとは、休暇期間中は報酬無いということか。	休暇見合いは2か月で、報酬は22人カ月を24カ月に分割して払います。
16	健康管理	休暇日数の考え方について確認させてください。1ヶ月（20日）/年とありましたが、これを超えて（＋現地の公休日以外に）休暇を取得する場合は業務日数減となり、報酬減額となるのでしょうか。また、現行制度の不健康地・高地による外国旅行日数の違いはなくなり、一律で1ヶ月（20日）/年になるという理解でよろしかったでしょうか。	現地滞在型は簡素化のため、休暇日数は目安として対応、実際の日数の管理は行いません。不健康地・高地の外国旅行日数の違いはなくなりますが、航空賃見合い分は報酬に含まれます
17	健康管理	健康管理費は地域や国ごとに傾斜がかかるのでしょうか。	不健康地や高地を除き、健康管理費の見合い分は全世界同じです。

18	健康管理	これまで申請ベースであった様々な支給に関して、今後は報酬に含めるというご説明が度々ございますので、その申請をしない人、例えば一時休暇帰国をしない人は、実際には帰国をしないのに、一時帰国の航空券代が報酬に含まれて支給されることになると思いますが、そうなると、そういう申請をしない人への支給が増える分、実際に、一時帰国する人への航空券代の計算は実費を下回ることが想定されるような額に設定されるという理解で宜しかったでしょうか。	不健康地や高地を除き、健康管理費の見合い分は全世界同じです。そのうえで、どのような形で、健康管理を行うかは個々人のご判断により対応してください。
19	健康管理	「一時呼び寄せは対象外」は制度そのものがなくなるという意味でしょうか	ご理解のとおりです。
20	健康管理	海外保険について、以前の説明では、現行の共済会制度に相当するJICA関連事業者向け海外旅行保険（通称：無事カエルバック）の制度についてご説明が有りました。これは、今も存在する理解で宜しいでしょうか。	加入する保険は受注者を選んでいただきますが、無事カエルバックを推奨します。
21	健康管理、住居費、教育費	①業務期間は（契約期間-休暇期間）ということでしょうか？例えば、1年の内1か月休暇を取った場合、支給される報酬や住居費は11か月分ということでしょうか？、②住居費・教育費の定額は日本円で設定されているのでしょうか（昨今円安の影響があるため）、③これまで1年に1回取得できた休暇一時帰国・健康管理休暇などの公費旅行の航空券補助はありますか。、④海外旅行保険は個人で入る（共済会は無）との理解ですが、旅行保険代は報酬の一部として3か月ごとに支給されるのでしょうか。	①報酬は休暇見合の1か月分を引いて、11か月分の報酬を12ヵ月に分割して払います。住居費は12か月分を支払います。②住居費はドル、教育費は日本人学校は円、インターはドルになります。なお支払いは国内口座に毎月のJICA統制レートで換算した円で支払います。③休暇一時帰国・健康管理等の航空券については、その見合い分が報酬に既に含まれているため、別途支払いありません。④海外旅行保険も③と同様に見合い分が報酬に既に含まれています。
22	公示・選定	今後調達予定案件が定期的にJICAのHPに掲載されるか。	現行の業務実施契約（コンサルタント等契約）と同様に定期的に調達予定案件をJICAのHPに掲載する予定です。
23	公示・選定	プレゼンテーションはオンラインにて実施予定か。また、面接のような一問一答形式ではなくあくまでも参加者からのプレゼンテーションとなるか。	プレゼンテーションはオンラインでの実施を予定しており、簡易プロポーザルで提案いただいた業務実施方法等をご説明いただきます。その後に評価者から簡易プロポーザルの内容等について質問させていただきます。
24	公示・選定	プロポーザルの分量はどの程度想定しているか。	業務実施契約（単独型）と同程度を想定しています。
25	公示・選定	今回の変更は、①これまで「PARTNER」で公募されたポストが、JICAの調達公示情報の一環での募集となる、②例えば、JICA直営の「業務調整」ポストが、この変更の対象となる、との理解が正しいか。	①現在公示情報をPARTNERでも見られるようになっています。現地滞在型についてもPARTNERで確認いただき、個別案件情報は調達情報に飛ぶようにします。②業務調整ポストは当該制度の対象となります。
26	公示・選定	業務実施契約の選考においては、直近数年間の類似業務の経験に係る配点が大きいと思われる。その場合、長期専門家の場合は数年間の契約になるため、主にコンサルタント企業などで業務実施契約で業務をされている方と比較して、類似業務経験数で不利になることが考えられる。	現地滞在型の応募者は、法人よりも個人の参加が多い想定をしており、個人の参加が不利にならないような制度・運用を検討しています。
27	公示・選定	現地滞在型の公示数は長期専門家の公募数から変動はあるか。	同程度の数を想定しています。
28	公示・選定	順序として、推薦がないor推薦で決まらなかったポストが公示されるか。	推薦すべきか、公示（市場に応募をかける）か、適切なリソースを考えた上で選定方式を決定しています。そのうえで、市場に募集をかけたが該当者が見つからない場合に、推薦等に切り替えることはあり得ます。
29	公示・選定	選考段階で上位2名がプレゼン、その後の見積は、まずは最上位者が見積書を提出、それで決まればそこで終了、ということか。	見積書はプレゼンテーションが終了し、選定順位1位の方のみからご提出いただきます。
30	公示・選定	応募資格の社員は、応募時に社員であればよいか。	応募時に法人に所属しており専任の技術者であることが条件となります。
31	公示・選定	①法人の場合でも家族帯同は可能か。 ②他の業務実施案件と同様にホームページでの公示か。 ③契約管理プラットフォームの対象か。 ④課題部で実施予定事業の説明等がなされているが、個別案件として長期専門家が増えていくのか。	①法人の場合でも家族帯同は可能です。 ②現行の公示と同じ形態でウェブサイトでの公示を想定しています。 ③プラットフォームについては現行はまだ対応できていませんが、将来は導入を検討しています。 ④個別専門家について、9月以降に募集する長期専門家はこの現地滞在型になりますが、省庁推薦・課題部推薦の場合は対象外です。
32	支払	前払について、法人は前払保証が必要で、個人は必要ないとのことだが、これはどのような制度に基づくものか。前払保証は、保証金を支払う必要があるため、中小企業にとっては、大きな出費となり、法人も前払保証を省略を検討願いたい。	個人の前払保証取付を不要としているのは特例対応であり、法人の場合は前払保証が必要となります。なお、前払い請求を行わないことも可能です。
33	支払	海外送金方法についての案内等、サポートはあるか。	海外送金を扱ってる銀行のリストや方法を案内予定です。
34	支払	前払いについて、対象となる費用は何になるか。	前払いの対象は旅費の往路分と住居費3か月分が対象となります。なお、対象の場合は戦争特約保険料も前払いに含まれます。
35	支払	部分払について、現行の所属先協力金の支払方式に近い「3か月分全額支払」で、業務実施契約で部分完了分×0.9とされているような計算方法は適用されないという理解でいいか。	実績を確認して支払うため、0.9乗じるのではなく、部分完了した金額の全額を支払う予定です。
36	住居費	住居費3か月分を前払いということだが、その後定期的に支払うか。国によっては一括前払いが求められることがある。	3か月毎に住居費を支払う予定です。ただし商慣習上、家賃は契約期間または長期分を一括前払いする国については、現地滞在型専門家の高額の立替払いが生じないように別途対応いたします。

37	住居費	住居費に渡しきりで安全対策費も含むとのことだが、定額の場合でも、住居家賃に安全対策費(鉄格子・アラーム取付け、警備会社費用等)を加味した計算で設定されるという理解でよいか。	住居費に安全対策費を含めた金額としています。
38	住居費	住居費について、1か月休みの場合は住居費は11か月になるか？	報酬は11ヵ月分を12ヵ月に分割して支払います。住居費は12ヵ月分を支払います。
39	住居費、教育費	JICAの業務としてその国にいる場合、住居費と教育費について、業務地が専門家が応札時にJICA業務のため滞在している国・地域と同じ場合、支給可能との理解でよろしいでしょうか。	次の契約で、住居費及び教育費については支給します。
40	税金	税金の取扱い、消費税の対象外は了承した。その場合、個人の口座に振り込まれるが高額になるので、税務署の目に留まり、トラブルになる可能性がある。海外に住んでいると調査が入る場合、JICAが何等かのサポートはあるか。	対象となる全部の税務署に事前に説明することは不可能です。何かあれば個別にご相談ください。
41	その他	今後技術協力プロジェクトの中に現地滞在型の専門家派遣を提案することは可能か。	予算の上限内及びJICAからの条件を満たす場合ご提案いただくことは可能です。
42	対象者・制度	主管部推薦で直営専門家になった者(省庁推薦以外)について、2年を超過し3年以降の延長となる場合、どのような対応を予定しているか。	履行期間の延長が必要となった場合、変更契約で履行期限を延長することを想定しています（現行の制度・待遇を継続します）。
43	対象者・制度	誰が本制度の対象となるか。	現行の長期専門家制度において推薦（省庁・その他・JICA業務主管部）と公募（PARTNERによる応募）で入選したいたものうち、公募（PARTNERによる応募）で入選していた方々が本制度の対象となります。なお、本制度は9/3以降JICAのHPIにて公示された案件より適用となります。
44	対象者・制度	現行の長期派遣専門家制度で今専門家が延期する場合は本制度適用となるか。	現行の長期専門家の制度適用となります。
45	帯同家族	帯同家族について、契約交渉時に誰を帯同するか決定するということだが、契約締結後に変更（増）は可能か。	帯同家族は1年間で180日以上業務国への滞在が条件となっており、条件が認められる場合家族加算の対象となります。例えば契約締結後1年後に家族が後から帯同するという想定であれば、その想定での契約締結が必要となります。締結後に、当初予定していなかった家族を帯同させたいとのことでの増額の契約変更は不可となります。
46	帯同家族	帯同家族が任国外に出る場合、現状ではその日数を計算し、日数に基づき手当の減額があるかと思いますが、そういったことがなくなるという理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、帯同家族の要件である1年間で180日以上業務国での滞在は必須となります。
47	プラットフォーム	業務実施契約では事業管理契約プラットフォーム上で各種手続きが行われているが、業務実施契約（現地滞在型）にも導入されるか。	本制度においても今後導入を検討いたします。
48	報告書等	3カ月報告書と業務進捗報告書（渡航後6ヶ月目に提出）の報告書について、渡航6ヶ月目は両方提出が必要か。提出先が国際協力調達部と業務主管部となり、提出先が異なるが、報告書の中で重複している点があれば負荷が増えない体裁を希望する。	渡航6か月目は3カ月報告書と業務進捗報告書両方を提出いただきます。いただいたご意見を踏まえ、両報告書で重複が無い様式を検討します。
49	報告書等	所属先を有する場合、打合簿、請求書、報告書などの書類は、所属先企業としてはではなく、業務に従事する個人が対応するという事でよいか。	打合簿については業務管理者と監督者の取り交わしとなり、報告書や請求書は法人名で提出いただきます。
50	報告書等	半年毎に提出する業務進捗報告書はカウンターパートと共に作成するモニタリングシートの様なもののイメージでしょうか？それとも専門家単体で作成して提出する様なもののイメージでしょうか？	業務進捗報告書は専門家の成果を確認するものであるため、プロジェクトのモニタリングシートとは異なります。報告内容は業務主管部と相談してご対応いただくことになります。
51	報告書等	専門家チームでプロジェクトを実施している場合でも、3か月毎の報告書や計画はそれぞれの専門家が提出することになると思います。チームとしての整合性を、総括が確認する必要があると思いますが、どのように対応するのでしょうか。	専門家個々の活動実態・成果を確認するものであり、総括の確認は想定していません。
52	報酬	報酬の中の直接人件費がいくらか、その他原価率が案件毎に提示される理解で良いか。	格付（業務の難易度）によって直接人件費が設定され、その他滞在国、所属先・帯同家族の有無によって直接人件費に乗じる調整率が異なります。その他原価は帯同家族の有無によってその他原価率が異なります。各案件の公示において所属先の有無及び帯同家族の有無によって報酬単価（個人・帯同家族あり、個人・帯同家族なし、法人・帯同家族あり、法人・帯同家族なし）、住居費及び教育費を企画競争説明書にて提示する予定です。
53	報酬	業務報酬について、赴任後最初の業務報酬は3カ月後に支給ということで、赴任時、当面の生活費はある程度まとまった自己資金を持って赴任するということになるか。	ご理解のとおりです。
54	報酬	現行の長期派遣専門家制度で法人から参加する場合、人件費補てんが支給対象となっていたが、その費用は報酬に含まれる理解で良いか。	ご理解のとおり所属先の有無によって直接人件費に乗じる調整率が異なり、法人の場合、法人を継続的に運営するために必要な経費見合いが報酬に含まれます。
55	報酬	赴任準備金は今後もあるか。	赴任準備金見合いは報酬に含まれています。
56	報酬	現地滞在型で法人契約の場合、基本報酬に加えて、所属先補填は引き続き適用されますか。	見合い分は既に報酬に含まれています。

57	報酬	現在の制度にはあります赴任時の「移転料」にあたるような支出は今後は支給対象にはならないと理解すべきでしょうか。	見合い分は既に報酬に含まれています。
58	旅券	公用旅券の取得と返却について、現行の長期派遣専門家の制度と変更になると言うことだが、どこが具体的に変更になるか。	第三国居住の専門家が、公用旅券を取得するために日本に渡航する航空賃等旅費一切は支払いません。本邦在住の専門家の場合の公用旅券の取得と返却について、現行の長期派遣専門家の制度現行の専門家と公用旅券と同じ手続きとなります。
59	旅券	公示応募資格者として国籍不問、居住地不問と理解しました。仮に外国籍者が選定された場合、「公用旅券」の手続きは不要になると思っています。また、任地に住んでいる方や第三国にいる方も恐らくは「公用旅券」取得のために帰国は求めないとする、「一般旅券」での業務を認めるものであると理解しました。その場合、日本に居住する日本人にのみ「公用旅券」の取得を必須とする根拠が曖昧だと思いますが、日本に居住する日本人においても、就労許可が取れるのであれば「一般旅券」でも業務開始可能でしょうか。可能ではないとすると、業務開始の条件面で差があることは適切ではなく、「公用旅券」が実際には必須であるとする、表向きは外国籍、居住地不問としつつも選考過程で落とされるもしくは、一時帰国などの追加費用がかかるということが発生すると思います。 個人的には、「一般旅券」での渡航の許可について、外務省と協議頂き可能にして頂けると、現プロジェクトが実施されている間での、契約形態の切り替えにおいても公用旅券の再発給の手間が無くなり早く任地に戻るため、是非ともお願いしたいです。	現在では、日本国籍の場合は日本居住・海外居住に関わらず公用旅券での渡航と整理されております（業務国で永住権を持っている場合でも公用旅券。）。海外居住の場合取得のための旅費はご自分で負担いただくことになります。 一般旅券の使用についてはご意見として承ります。
60	旅券	公用旅券は実際メリットがなく、公用旅券と一般旅券は選択できないか。	ご意見として承ります。